

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和2年6月11日提出

秩父郡横瀬町長 富田能成

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金に係る費用を計上するため、緊急に令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じ、令和2年4月30日、令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(別紙)

令和2年4月30日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度横瀬町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,692千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		584,759	176	584,935
	1 県補助金	584,758	176	584,934
歳入	合計	782,516	176	782,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		561,978	176	562,154
	6 傷病手当金	0	176	176
歳 出	合 計	782,516	176	782,692

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	584,759	176	584,935
歳入合計	782,516	176	782,692

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	561,978	176	562,154	176	0	0	0
歳出合計	782,516	176	782,692	176	0	0	0

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1保険給付費等交付金	584,758	176	584,934	2特別交付金	176	市町村分特別調整交付金 176
計	584,758	176	584,934			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1傷病手当金	0	176	176	176				18 負担金、補助及び交付金	176	傷病手当金 176 傷病手当金 176	
				(県)市町村分特別調整交付金 176							
計	0	176	176	176							